

## 第5回若年労働者部会（平成22年2月5日開催）における主な指摘事項

### （若年者施策全般）

- 第8次基本方針は、若年無業者が初めて取り上げられるとともに、若年者のキャリア形成支援という広い視点で策定された。これに沿って、様々な施策が他省も含めて展開されてきたが、結果として施策の種類が多岐にわたり、利用者にとって必ずしも分かりやすい仕組みとなっていないために、施策の効果が理解されにくい面があったのではないか。  
支援の対象層や種類、重複・欠如する部分を整理し、分かりやすい仕組みとして示していくことが必要。
- 対象となる勤労青少年の範囲や支援内容は法制定時から大きく変わってきている。改めて、青少年の職業生活を取り巻く状況の変化、青少年が抱える課題等を踏まえた上で、対象とすべき「勤労青少年」の範囲（年齢、課題など）や、重視すべき支援内容（レクリエーション等の余暇活動支援かキャリア形成支援かなど）等について議論する必要。
- 子ども・若者育成支援推進法、特に同法に基づく子ども・若者支援地域協議会という新たなスキームについて、勤労青少年福祉推進の中での活用の在り方を検討する必要。

### （勤労青少年ホーム関係）

- 勤労青少年ホームがどのような層をターゲットとしており、どのくらい利用されているのか、具体的にどのような支援を行っているのか把握する必要。

### （その他、次期の基本方針策定に向けて）

- 基本方針は5年に一度策定するもの。方針の特徴が表れるような、サブテーマを掲げることなどを検討してはどうか。
- 次期の基本方針について議論する際には、青少年の職業生活を取り巻く状況に係るこの5年間の変化について、分析する必要。